



日韓における高等教育の漸進的無償化に係る法・制度・行財政：日韓／韓日対話企画の概要・成果及び課題

渡部, 昭男
光本, 滋
多胡, 太佑

(Citation)

神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要, 16(2):107-116

(Issue Date)

2023-03-31

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100481145>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100481145>



日韓における高等教育の漸進的無償化に係る法・制度・行財政 —日韓／韓日対話企画の概要・成果及び課題—

The Law, System, Administration and Finance of the Progressive Introduction of Free Education at Higher Education in Japan and Korea: Outline, Results and Issues of Japan-Korea/ Korea-Japan Dialogue Projects

渡部 昭男* 光本 滋** 多胡 太佑***

Akio WATANABE* Shigeru MITSUMOTO** Taisuke TAGO***

要約： JSPS 科研費「高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究」(2019-21) による韓国側寄稿 11 篇(2020)に加えて、その後寄せられた日本側等寄稿 12 篇(2021-)をあわせて、日韓両言語データを神戸大学学術成果リポジトリに公開してきた。さらに「コロナ禍における高等教育の経済的負担軽減及び修学支援に係る日韓比較研究」(2022-25 予定)の採択を受けて、寄稿論考を共有財産として検討を深める日韓／韓日対話企画を始めた。本報告では、第1企画：韓国における教育機会平等保障の主張と運動(2022.7.3)及び第2企画：高等教育無償化に係る法制と諸方策(2022.7.30)を取り上げる。2012年に国際人権A規約13条の漸進的無償化条項の留保を撤回した日本は2022年が漸進的無償化国際公約10年にあたる。しかし、高等教育の漸進的無償化の歩みは遅く、低所得層限定の大学等修学支援事業(2020-)の中間層等への拡大が焦眉の課題となっている。一方、2012年の給付型国家奨学金の開始から10年となる韓国ではその対象を多子世帯・中間層等に拡大し、金額も拡充して学生の登録金負担はほぼ半額化したという。「高授業料・低補助」枠から脱しつつある日韓の動向と背景について、対話企画による共同研究の成果と課題をまとめた。

キーワード： 漸進的無償化国際公約10年(日本)、半額登録金・国家奨学金10年(韓国)、日韓／韓日対話企画、権利保障、教育福祉、過程の平等、高等教育財政確保、多拠点学び

1. 課題と方法

基盤研究(C)「高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究」(2019-21)に関して、研究構想と2019年度の実績、韓国研究者の論考11篇の検討、をこれまでに報告した¹⁾。

その後の日本側等寄稿は現時点(2022.9.25)で12篇となっており、日韓両言語データは神戸大学学術成果リポジトリ Kernel に公開している(表1)。そして、基盤研究(C)「コロナ禍における高等教育の経済的負担軽減及び修学支援に係る日韓比較研究」(2022-25 予定)の採択を受けて、寄稿論考を共有財産として共同で検討を深める日韓／韓日対話企画を始めた。

本報告では、本稿執筆者3名が協力連携して開催

した第1企画：韓国における教育機会平等保障の主張と運動(2022.7.3)及び第2企画：高等教育無償化に係る法制と諸方策(2022.7.30)を取り上げる。当日報告、報告資料、意見交換、録画動画などを分析素材として、「高授業料・低補助」枠から脱しつつある日韓の動向と背景について明らかとなったことをまとめ、対話企画による共同研究の成果と課題を考えたい。

2. 日韓／韓日対話企画の概要(渡部)

(1) 第1企画(2022.7.3)

韓国教育学会のキム・ソンヨル前会長は「1980年代の韓国での差別的教育解消主張の再吟味：教育機会の平等の観点から」を寄稿し、80年代の教育民主化運動が提起した差別的教育解消の主張を

* 神戸大学大学院人間発達環境学研究科 名誉客員教授
** 北海道大学大学院教育学院 准教授(高等継続教育)
*** 北海道大学大学院教育学院 院生(高等継続教育)

(2022年9月30日 受付)
(2022年12月27日 受理)

教育の機会均等の原則を実現するものであったと再評価している。これに呼応して、兵庫県立大学の尾崎公子教授（教育政策・教育行政学）は「韓国における地域間教育格差の是正策：農村教育への着目」（表1）と題した論考を寄せている。これらの論考を共有財産として対話を深めようと、第1企画のテーマを「韓国における教育機会平等保障の主張と運動」とした²⁾。

（2）第2企画（2022.7.30）

第1企画で積み残された高等教育について、さらに検討する場を第2企画として設けた。

前韓国教育行政学会会長／元大韓教育法学会会長のコ・ジョン教授は「韓国の高等教育の漸進的無償化関連法制整備現況及び特徴」を寄稿し、高等教育無償化に係る法制度を検討している。また、日本教育法学会事務局長の丹羽徹教授（憲法学）は、「高等教育無償化と日本国憲法」（表1）を寄せている。一方、尹敬勲教授（ユン・ギョンフン／教育学・国際関係論）はこれ以上の行政依存には限界があるとして「韓国の大学主導の無償化戦略と大学経営」（表1）を寄稿している。3論考を共有財産として対話を深めようと、第2企画のテーマを「高等教育無償化に係る法制と諸方策」とした³⁾。

（3）基調提案：無償化科研の経緯と対話企画の提案

第1企画の冒頭において、科研費の研究代表者であり対話企画の主宰者である渡部が、基調提案「これまでの漸進的無償化科研の経緯と日韓／韓日対話企画の提案」を行った。

科研費による一連の共同研究は、基盤研究（B）「後期中等・高等教育における『無償教育の漸進的導入』の原理と具体策に係る総合的研究」2015-17が始まりである。大学評価学会のメンバーを中心に20余名の研究分担者・研究協力者の参画を得て、①基礎理論研究グループ、②政策施策・経営研究グループ、③国際比較研究グループからのアプローチによって、後期中等・高等教育における「無償教育の漸進的導入」の原理と具体策を解明しようとした。その間に取り組んだ日韓等共同研究（表2）の蓄積が本提案に繋がっている。

高等教育を巡り日韓は「家族負担主義」⁴⁾、「高授業料・低補助」⁵⁾の国に分類されてきたが、転換しつつある。OECD調査に日韓をプロットしてみる⁶⁾と、給付型国家奨学金を2012年から本格実施した韓国が一步先んじている感がある。

日韓において「教育を受ける権利 right to receive education」（日本国憲法26条、大韓民国憲法31条）、「教育の機会均等 equal educational opportunity」（日本：教育基本法4条、韓国教育基本法4条）はともに、憲法・教育基本法に定められた原理原則である。また両国は、中等教育・高等教育の漸進的無償化条項(13条)を含めて国際人権A規約を批准している。日韓において「教育を受ける権利」「教育の機会均等」の保障はどのように理解され、どこまで進展し、そして如何なる課題を抱えているのであろうか。そのような課題意識に立ち、日韓／韓日対話企画の提起に至った。

表1. 日本側等寄稿論考12篇の一覧

No	氏名Name	肩書き	タイトルTitle	日本語Japanese／韓国語Korean
1	戸塚 悦朗 TOTSUKA Esturo	弁護士、龍谷大学元教授 (国際人権法)	「漸進的無償化」留保撤回10年を迎えるにあたって：国際人権法の立場から <점진적 무상화> 유보 철회 10년을 맞이하여：국제인권법의 관점에서	https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012876 https://hdl.handle.net/20.500.14094/81013004
	尹 敬勲 YOON Kaeunghun	流通経済大学教授 (高等教育、比較教育)	韓国の大学主導の無償化戦略と大学経営 한국의 대학 주도의 무상화 전략과 대학 경영	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008566 https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008567
3	尾崎 公子 OZAKI Kimiko	兵庫県立大学教授 (教育行政学、教育政策)	韓国における地域間教育格差の是正策 한국에서의 지역 간 교육격차의 시정책	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008815 https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008856
	光本 滋 MITSUMOTO Shigeru	北海道大学准教授 (高等継続教育)	日本における2020年の学費減額運動の検討 일본의 2020년 학비 감액 운동 검토	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008816 https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009015
5	阪本 崇 SAKAMOTO Takashi	京都橘大学教授 (経済学)	所得連動型教育ローンの検討：修学支援制度における普遍主義の実現へ 소득연계 학자금 대출제도 검토：수학 지원 제도의 보편주의 실현으로	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008902 https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009185
	丹羽 徹 NIWA Toru	龍谷大学教授 (憲法学)	高等教育無償化と日本国憲法 고등교육 무상화와 일본국헌법	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008889 https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009093
7	石井 拓児 ISHII Takuji	名古屋大学教授 (教育行政、教育法)	高等教育授業料をめぐる国際的動向と高等教育財政研究の理論的課題：アメリカの授業料無償化政策の現段階と公私混合負担の日本の特質をめぐって 고등교육 수업료를 둘러싼 국제적 동향과 고등교육재정 연구의 이론적 과제：미국의 수업료 무상화 정책의 현 단계와 공사 혼합 부담인 일본적 특질에 관하여	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008951 https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009305
	尹 太佑 YOON Taewoo	北海道大学院生 (高等継続教育)	韓国における高等教育財政の安定的確保に関する論議：高等教育財政交付金法案を巡る国会審議から 한국 고등교육재정의 안정적 확보에 관한 논의：고등교육재정교부금법안에 대한 국회 논의를 중심으로	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008949 https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008950
9	鳥山まどか TORIYAMA Madoka	北海道大学准教授 (教育福祉論)	日本学生支援機構奨学金の現状と課題：高等教育費無償化の観点から 準備中	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009089
	重本 直利 SHIGEMOTO Naotoshi	龍谷大学元教授 (経営学)	国際人権規約（A規約）批准と高等教育の漸進的無償化 一その経緯および取り組みと今後の課題一 準備中	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009184
11	細川 孝 HOSOKAWA Takashi	龍谷大学教授 (経営学)	「教育から労働への移行」を念頭においた授業の実践 準備中	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009183
	水岡 俊一 MIZUOKA Shunichi	参議院議員	中等・高等教育の漸進的無償化への道 중등·고등교육의 점진적 무상화로의 길	https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009286 https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476305

表 2. 日韓等共同研究の歩み

・ 2016.01.23(早稲田大学)第4回日韓シンポジウム:韓国の国家奨学金制度から学ぶ(Kim Hoonho/Yi Suyeon)
・ 2016.3-6:神戸大学に招聘教授として滞在(Park Keryoung)
・ 2016.08.23(北海道大学)特別企画(1)韓国の高等教育をめぐる動向と情勢(Song Seonyeong)
・ 2016.11.12[神戸大学大学院人間発達環境学研究科 学術Weeks2016年度企画]韓国における子どもの権利保障と無償教育(Ko Jeon/Ha Bongwoon/出羽孝行)
・ 2016.12.17(キャンパス・イノベーションセンター東京)特別企画(2)韓国における「大学構造調整」政策と大学評価(Yoon Kaeunghun)
・ 2017.02.11(フォーレスト本郷)日韓シンポジウム:学費半額化と若者支援をめぐる都市・大学のガバナンス—首都ソウルvs.東京(Park Keryoung/Jung Byounggho)
・ 2017.08.11(北海道大学)特別企画(1)韓国の大学再編—ガバナンス・学長選考・教授会(Park Keryoung)
・ 2017.11.04(KKR中目黒ホテル)特別企画(2)韓国における新政権の主要教育政策(Kim Hoonho)
・ 2017.10-2018.1:神戸大学に招聘教授として滞在(Hong Seongtae)
・ 2018.01.28(早稲田大学)日欧シンポジウム:国際人権A規約第13条「教育への権利」(Fons Coomans)
・ 2019.6.8(神戸大学)科研2019特別企画:文在寅政府2年、教育政策の変化:教育の公共性強化及び高等教育の質の向上政策を中心に(Kim Hoonho)
・ 2019.8.6(日本教育学会第78回大会)日中韓教育学会会長シンポジウム(Kim Seungul)

3. 韓国における「教育を受ける権利」保障及び教育機会平等実現の運動と政策

(1) キム・ソンヨル報告:主に義務教育段階

第1企画のキム・ソンヨル報告(注2公開データ:キム 2022)は、教育機会平等の観点から、1980年代の韓国での差別的教育解消主張を今日的に再吟味したものであり、3章立てで論を展開している。

第1章「無償義務教育の拡大実施と教育機会の不平等の縮小」(スライド6-10)では、大韓民国憲法(1972改正)の「すべての国民は初等学校教育と法律に定める教育を受ける義務がある」という規定を受けて、無償義務教育が拡大していく様を紹介している。すなわち、島嶼へき地地域(1972)→ソウル等の6大都市を除く全地域(1979)→6大都市地域(1997)の順に初等教育段階の義務教育を完成させ、中学校段階の無償義務教育についても島嶼へき地地域(1985)→市地域(2004)の順で実現した。

就学前においては、農漁村地域の低所得家庭の満5歳児に対する幼児教育・保育の無償制(1999)→すべての満5歳児への無償拡大及び低所得家庭の満3～4歳児に対する無償制(2002)→0～2歳児保育の無償制(2012)+ヌリ課程(3～5歳児の共通教育課程)施行による満5歳児の幼児教育・保育の支援開始(2012)→満3～4歳児に拡大(2013)というように、無償の幼児教育・保育を完成した。また、高等学校の無償教育(授業料・教科書)についても、2019年に高3から始めて2021年に全面施行となった。

韓国政府が推進してきた幼児教育から高等学校段階までの教育を無償化する多様な政策には、①憲法の花の具現化と教育機会の平等に対する認識、及び②韓国社会における教育民主化運動を主導した勢力による無償義務教育拡大政策の主張が背景にあり、また③経済成長により増大した政府の財政力が無償教育政策を推進することを可能にした、と分析している。

第2章「低所得階層に対する学費補助と公正な教

育機会の保障」(スライド11-14)では、1980年代の教育運動勢力が提起した低所得層の子どもに対する学費補助政策の主張が、政府によって1980年代に着手され、2000年代に入ってから本格的に推進されたことを扱っている。国と地方自治体における学費補助としては、①国民基礎生活保障法による個別対応型教育給付事業、②ひとり親家族支援法によるひとり親家族の子どもの学費支援事業、③地方教育財政交付金特別交付金、④市・道教育費特別会計財源により支援する特性化高校奨学金支援事業、⑤農漁業民子女学資金支援事業、⑥公務員手当などに関する規定により支援している公務員子女学費補助手当などがある。こうした支援制度は、不利な階層に教育費負担を軽くすることで彼らに平等な教育機会を提供し、貧困の連鎖を防ぐ目的と機能があると考察している。

第3章「都市と農村間の教育条件の差異を考慮した財政配分方式の導入と地域間・学校間における教育の公平性の向上」(スライド15-19)では、教育福祉投資優先地域事業と教育福祉優先支援事業を扱っている。教育福祉投資優先地域事業とは、社会的困難層が密集する学校を対象に、教育を受ける機会において不利益を被っている子ども・青少年に教育機会を実質的に保障するために、家庭—学校—地域社会が共に行う教育、文化、福祉統合支援網を構築する事業であり、盧武鉉政権(ノ・ムヒョン/2003.2-2008.2)によって導入され、李明博政権(イ・ミョンバク/2008.2-2013.2)まで継続した。その後、朴槿恵政権(パク・クネ/2013.2-2017.5)において事業名が教育福祉優先支援事業に変更され、文在寅政権(ムン・ジェイン/2017.5-2022.5)まで続いた。その違いは、教育福祉投資優先地域事業が広域自治体の洞地域(市・区の下に置かれる下部行政単位/日本における町等に相当)を単位として学校を選定したのに対して、教育福祉優先支援事業は社会的困難層が密集する学校を単位とした点である。なお、現在の尹錫悦政権(ユン・

ソンニョル／2022.5-)においても継続される予定である。これらの事業は、児童生徒に学校教育へのアクセス機会を平等に提供することを越えて同等の教育条件で勉強し、社会的困難層の児童生徒に表われやすい低水準の学習到達度を向上させることで、教育における結果の平等を実現しようとする積極的な意図から出発した、と考察している。ただし、その効果が期待したほどであるのかについては十分に研究が蓄積されていないとしている。

結論 (スライド 20-22) として、韓国において、1980 年代の教育民主化運動を主導した勢力が提起してきた差別的教育解消の主張は、教育機会平等を実現するためのものであったという。差別的教育解消の主張は、韓国人が持っている教育機会の平等に対する認識と思考を反映し代弁したものであった。そして、韓国政府は、教育機会の不平等を解消しようとする政策を粘り強く推進した。そのことは、大韓民国憲法の幸福追求権、人間らしい生活を営む権利、教育平等権、無償義務教育の原則、教育基本法など、関連法令の教育機会均等の原理を実現することである、としている。

最後に、2010 年代の教育運動勢力による大学授業料半額主張と政府の国家奨学金制度の導入は、教育への接近機会を平等かつ実質的に保障し、教育条件など教育過程における不公正を解消し、教育結果の格差を縮小しようとする多様な政策の論理と一脈相通するものである、と指摘している。

(2) 尾崎公子報告：地域間教育格差の是正策

尾崎公子報告 (注 2 公開データ：尾崎 2022) は、キム・ソンヨル報告の第 3 章で扱われた都市と農村間の教育格差是正に焦点を当てて、自身の継続的な科研費研究の蓄積をもとに応答したものである (スライド 2)。すなわち、韓国における農村教育振興策には、①政策原理として教育福祉が位置づいていること、②制度として地方分権改革と学校自律化策に依拠していること、そして③具体化する先生たちの実践力及び教育運動があること、という 3 つの大きな柱が結合して回っているとみる (スライド 3)。以下、3 つの柱に即して説明がなされている。

第 1 の政策原理 (スライド 4) については、急激な経済成長を背景とした階層間・地域間の教育格差の是正策として教育福祉が提起されたとみる。1995 年の「5・31 教育改進黨案」においてエデュケアの用語が初登場し、1997 年の IMF 危機以降に実質的な政策原理として打ち出されていく。教育福祉総合計画 (1997-2001) でまず都市部を対象とし、参加型福祉 5 ヶ年計画 (2005-10) で非都市部に拡大された。これによって農山漁村教育福祉事業 (年中ケア学校育成事業 2009-11、田園学校事業 2009-

14) が実施されていく。

第 2 の制度 (スライド 5) としては、地方分権改革 (2006 地方自治法改正：教育監直接選挙、2007 初・中等教育法改正：国家の指揮監督権の最小化、教育監は初・中等教育に関する最終的な責任機関) と並行しつつ、「5・31 教育改進黨案」を起点とした学校自律化策の展開がある。すなわち、学校運営委員会というガバナンス機関の導入 (1996 / 招聘教員・校長公募採用可否権あり)、教育課程における裁量活動の新設 (1997 / 地域連携カリキュラムの編成)、公募校長制度の導入 (2007 試行・2011 法制化 / 地域課題 [過疎・多文化など] 解決の意志を持った校長任用)、一般学校よりも裁量権の大きい自律学校・革新学校の認定 (公募校長・教員招聘・授業日数時数の増減の裁量)、人件費を除く経費の学校会計裁量 (予算書はどういう活動をするのかという事業計画書) などである。

第 3 の教育運動 (スライド 6) については、理念や政策・制度を具現化する教職員の存在である。招聘教員や公募校長として農村地域の学校に志願する教員たちがいる。その人々は、学校改革を進めるという革新学校政策に共鳴し、学校改革の方向性として地域社会と共に行う教育を志向している (マウルの社会的共同性が持つ人間形成機能の重要性の自覚)。また、志を共有する教師集団のネットワークがある。例えば、小さな学校教育連帯は農村の小規模校を支える教育課程を例示し、公募校長や招聘教員のロールモデルの提供機能を果たしてきた。学校改革にとどまらずに、さらにマウルづくり (マウル協同組合、社会的起業への参画) をも担っている。その背景には、いわゆる「386 世代」、すなわち 1980 年代の民主化運動を担った人たちの存在があることが聞き取り調査などで明らかになっているという (スライド 7)。

考察 (スライド 8-9) として、第 1 に教育福祉という政策原理が教育と福祉を架橋する役割を公教育に課し、学校が脆弱な家庭層の教育支援に向けた地域ネットワークの要となる取り組みを促す働きをしていること、第 2 に制度としての学校自律化策によって、熱意を持った人材配置ができ、地域資源を活かした教育課程が編成できるとともに、学校予算の裏付けを持って教育実践を創れること、を析出している。ただし、これら二つは農村教育振興における必要条件ではあるが十分条件ではない。すなわち、それらを運用する教員の実践力がなければ画餅になってしまう。その実践力の背景に 1980 年代以降の教育民主化運動があるとともに、教育運動にとどまらず格差是正に向けた教育政策の一翼を担ってきたのではないかと締め括っている。

(3) コ・ジョン報告：主に高等教育段階

第2企画のコ・ジョン報告（注3公開データ：コ2022）は、主に高等教育段階の法制度、関連した動きと対応を、4章構成で扱ったものである。

第1章「概観：韓国の無償教育」（レジュメ pp.1-4）では、法的には高等教育は選択教育&有償教育となっているが、幼児教育から高等学校までの無償教育促進（キム報告参照）に対する保護者の体感度は低く（塾代等の私教育費負担過重）、韓国人の教育熱・進学熱から推して最終目標は大学無償教育になるであろうとしている。

近年の地方大学危機論を受けて、①国立大学の無償化運動（釜山大学教授会の提起による「100万電子署名運動」2019.3、全国国公立大学教授会連合会による国立大学の無償化運動支持）、②地方大学及び地域均衡人材育成に関する法律（2014.1.28制定、2014.7.29施行）の改正案提出（2020.8.18）などの動きがある。また、コロナ禍における対応として、①困窮学生に対する学資金支援対策発表（2020.4.26）、②貸与金利の追加引き下げ（1学期▲0.2ポイント、2学期▲0.15ポイント）がなされた。学生たちは非対面授業に係る学費返還運動を展開したが、教育部は対応を大学の判断に委ねた（一部大学が奨学金名目で30万ウォン[1円≒10ウォン]前後を支給）。一方で、高等教育法を改正（2020.10.20／2021.4.21施行）し、①国及び地方自治体は災害等の急激な教育環境の変化において教育の質管理のために必要な財源補助・支援ができる（第7条第1項）、②学費審議委員会の構成単位別上限を策定し専門家を選任する際には学生代表と協議する（第11条第3項）、③災害時は学費の減額・免除が可能でありその規模は学費審議委員会で論議する（同第4・7項新設）、④学校の授業類型に遠隔授業を明示する（第22条第1項）、⑤災害時は昼間授業・夜間授業・集中講義を遠隔授業で代替できる（第22条第2項新設）、ことを定めた。

第2章「韓国の高等教育財政支援に関する法的根拠と限界」（レジュメ pp.5-8）では、関連規定が①教育基本法（第7条第1項：教育財政確保、第25条：私立学校の育成）、②私立学校法（第43条第1項：私立学校支援）、③高等教育法（第7条第1項：必要な財源支援・補助、第7条第3項：10ヵ年基本計画及び各年支援計画、同第4条：関連資料の提出要請、同第8条：実験実習費等の支給）にあるものの、義務条項でなく任意条項であって法的拘束力が弱く、予算確保も不十分であるとしている。学生の登録金半額化運動（2011）を受けて政府は2012年から半額登録金政策を実施し、給付型国家奨学金の導入と予算の大幅な拡大を行った。このことにより、学費半額免除の受給者は2018年66万人／2021年68万人となった。また、国公立

大学の入学金が2018年に全面廃止となり、私立大学281校の入学金が減縮された。

ところで、高等教育財政支援における学資金支援事業の比重は増した（高等教育予算に占める学資金支援事業の占める比率は10年前の6%から2018年46.3%へ）ものの、国家奨学金を除けばGDPに占める高等教育予算、政府部署の高等教育財政支援事業はすべて減少しているという。国公立大学についてみると、会計収入は増加しているが運営支援費及び経常費の比率は減少している。また、私立大学についても、会計収入は増加しているが、国家奨学金を除いた機関支援金額は2011年87.7%から2018年53.3%へと減少している。いずれにしても、OECD諸国の平均と比べて、韓国は政府の高等教育財政投資が低く、各大学の改革事業への支援方式であるため時々の可変的な財政支援に留まり、安定的な機関補助がなされないために不安的な大学運営となっている。

第3章「最近の高等教育財政と関連した法律論議」（レジュメ pp.9-10）では、財政拡充のための法律論議として高等教育財政交付金法案を紹介し、新しい動きとして私立大学の財政難を解消するための高等教育財政委員会の発足（2020.4.20）、高等教育法改正による5年毎の高等教育財政基本計画策定の義務化（2021.9.24）に言及している。

第4章「韓国の高等教育負担軽減及び無償法制の課題」（レジュメ pp.11-13）では、①父母依存中心・大学学費中心の高等教育費用から公共負担及び支援への転換が課題であること、②大学進学率はマーチン・トロウ（Martin Trow：エリート段階～15%、マス段階15～50%、ユニバーサル段階50%～）のいう「大衆化」を超えて「普遍化」段階に至っており国家的な無償教育保障が課題であること、③国家奨学金依存型高等教育費支援政策から安定的な財政確保のために高等教育財政交付金制定へと向かうことが課題であること、④国家奨学金政策によって支援は向上したが受給者は43%にとどまっており（2018／申請者は学生の約70%、所得及び成績などの基準により3分の1が不認定）学資ローンを借りる学生の卒業後の「青年負債」という副作用解消が課題であること、の4点を指摘している。

（4）対話：格差を埋める「過程（プロセス）の平等」と教育福祉

対話では、浦野東洋一氏（元東京大学）からの地域間・学校間の格差の指標や要因についての質問、西野倫世氏（大阪産業大学）の「平等」概念に係る質問を受けて、報告者及び韓国側研究者による補足がなされた。すなわち、学習成果に与える家庭環境の問題が大きいという研究調査が紹介され、「機会の平等」と「結果の平等」を繋ぐ「過程（プ

ロセス)の平等」という新概念を導入し、豊かで充実した体験等の学習の過程を平等に保障しようとしている。実質的な平等は学校と地域と家庭の有機的連携のもとに実現されるが、特に家庭は文化的・経済的・社会的資本の影響を受ける。脆弱な環境や抱える困難により手篤く支援するために、教育福祉の思想に立って学校や先生たちが地域や家庭でケアの役割を果たしている。

小島優生氏(獨協大学)からは、韓国では自律化が学校間競争の激化に繋がり学校間競争によって教育の質を高める側面もある中で尾崎報告が自律化と教育福祉を連動したものと捉えた報告に共鳴したとの発言に続いて、都市部における格差問題に関する質問が出された。キム教授は、確かに「教育を受ける権利」の定めはあるが、実際にどの学校にアクセスし、どのような教育を受けるのかは、階層や地域によって差がある。そこに介入し、教育経験の幅を縮めることで、教育成果や大学進学との格差の幅を縮めようというのであると説明した。

最後に、学校づくりへの子ども自身の参加や子どもの権利条約に関する質問(浦野)に対して、学校運営委員会に高校生の参加を位置づけ、小中学校でも子どもに関わる議題の際には子どもに意見を求めることが始まっている。子ども権利条約に関しては、独立的地位を保持した韓国国家人権委員会の中に子どもの権利委員会が位置づけられており、市や道にも人権条例が設けられているという。

4. 高等教育無償化と教育を受ける権利

(1) 丹羽徹報告：憲法解釈論と高等教育無償化

第2企画の丹羽徹報告「高等教育無償化と日本国憲法」(注3公開データ：丹羽2022)では、日本の憲法解釈論が高等教育についてどのように議論してきたのか、また、無償化とは如何なるものであるかを検討し、憲法論が高等教育の無償化をどのように語ることができるのかを考察している。

初期の学説(国家学会編『新憲法の研究』1947年、法学協会編『注解日本國憲法』1953年など)においては、教育を受ける権利は社会権の一つとして理解されており高等教育は含まれていない。このことについて、丹羽教授は「憲法26条の教育を受ける権利に関する解釈論は、義務教育が具体化されることがその中心にあり、それ以外について権利という観点からの記述はみられない」と述べ、これを「歴史的な限界」だと総括している。(スライド7-8)

大きな変化が表われるのは、宮沢俊儀『憲法〔新版〕』(1971年)においてであるという。ここでは、26条の解説の冒頭「教育を受ける権利は、とりわけ高等教育に関して意味を有する」という注目すべき記述がみられる。その理由として、著者の宮

沢俊儀は「高等教育においては、義務制はみとめられず、また、無償性もみとめられないから、教育を受けることには、少なからぬ経済的負担を伴う」ことを挙げている。ここで「高等教育」は「義務教育」と対比されていることから、高等学校以上の教育を指すようである。丹羽教授は、このような記述が行われたことについて、法制度が整備され義務教育の普通教育がおおむね普及したことが背景にあるように思われると述べる。しかしながら、教育を受ける権利の内実として「高等教育」が中心に置かれるようになったことは、その後の学説の展開において継承されたとは言い難いとする(芦部信喜『憲法』1993年、辻村みよ子『憲法』2000年、高橋和之『立憲主義と日本国憲法』2005年)。これら記述の動向について、憲法解釈論としては「すべての国民」の文言にこだわり、義務教育以降の教育、義務教育以前の教育、学校外の教育(社会教育)についても「権利」として位置づける必要があると指摘する。(スライド9-10)

無償教育の内容については、これまで授業料不徴収は共通するものの、それ以上の無償を憲法が求めているのかについては見解が分かれてきた。論点とされてきたのは、①子どもの権利に対する親の責任、②無償性原則と機会均等原則、③私学の自主性擁護との関係である。これらは高等教育の無償化を議論する際にも適切に参照されるべきであると述べる。日本政府は2020年度から導入した大学等修学支援制度により、授業料減免等の条件を厳しくしたり、中間所得層を対象から除外したりしている。この措置について、漸進的無償化(制度後退禁止原則)を義務づけた国際人権規約A規約13条に反することを指摘するとともに、留保撤回を反映した憲法論の構築、すなわち憲法が求める無償化の内容の解明が必要であることを提起している。(スライド11-13)

(2) 尹敬勲報告：「多拠点学び」のニーズと可能性

尹敬勲報告「無償化の過渡的段階として大学経営の戦略的提案」(注3公開データ：尹2022)は、近年韓国において急速に拡大している大学の収益事業の動向と可能性について論じた。

韓国では、歴代の政府は私立大学の設立を促すことにより国民の高等教育要求に対応してきた。ところが、近年は少子化により学齢人口が急速に減少している。大学の志願者数と入学定員の関係も逆転し、多くの大学において「選択権」は学生の側にある。さらに、2012年以降、政府が大学構造調整政策による補助金の削減と授業料半額化を進めたことにより、大学は財政構造を転換する必要に迫られ、収益事業に積極的に乗り出すようになって

た。2020年5月には、教育部が「教育用」の土地・建物を「収益用」に転換することを容易にする措置を打ち出した。(スライド2-6)

尹教授は、こうした動きの中で、これから大学に入学する学生たちは「学ぶ内容」についての関心を高めることが大学に大きな変化をもたらすのではないかと述べる。すなわち、コロナ以降の大学ではオンライン授業が普及した。その結果、大学はオンライン授業の積極面を生かして、海外での経験、ボランティアなど能動的にキャンパスを離れて学ぼうとする学生の「多拠点学び」のニーズに応じる必要がある。学ぶ内容が時代に合うものでなければならないからである。(スライド7-8)

「多拠点学び」の体制を整えるためには相応の準備を要する。さいわい、ここで2020年コロナ禍以降の経験や教材等の蓄積を生かすことができる。また、「多拠点学び」は対面授業を基本とする現在の大学よりも学費の負担を低くすることを可能にする。「多拠点学び」は一つの大学だけで完結するものではない。学生が他の地域や海外に拠点を置くことができるように、大学は協定を結び連携する必要がある。「学生」の範囲をオンラインベースの社会人留学生、科目等履修生などに広げ、生涯学習や社会教育と高等教育が融合することも可能となる。そして、海外留学のために休学したり、経済的事情により退学せざるを得ない学生を減らすことも期待されるという。(スライド9-16)

(3) 対話：権利保障の運動、憲法解釈、方策提示

報告の冒頭、丹羽教授は、韓国では人権保障が運動を通じて具体化しているのに対して、日本はそうした動きがなかなか進んでいないと指摘し、「教育を受ける」ことの国民の中での位置づけの違いが両国の状況の違いに結びついているようだと述べた。コ教授からは、韓国では「教育を受ける権利」か「教育に対する権利」かという教育法学説の展開に関して、学生の提起が重要な役割を果たしてきたとの応答があった。一方、進学率80%になり、高等教育を福祉と見なす考え方も広まっているという。これに対して、丹羽教授は、日本における高等教育の権利に関する議論の特徴として、社会権として把握が弱いのではないかと応じた。

尹報告に対しては、丹羽教授から、学生が求めるものだけを提供すればよいわけではない、保証すべき内容をどのように考えるかとの問題提起がされた。尹教授は、学生が求めるものをすべてオンラインで提供すべきという話ではないと述べ、複数の大学が授業を出し合う「共有大学」の試みが大学間のエゴにより失敗した経験をふまえた対案であることを強調した。

「多拠点学び」が学費の軽減に繋がる可能性について、戸塚悦朗氏(弁護士／元龍谷大学法科大学院教授)から、具体的な軽減額の見通しについての質問と、放送大学を支援してはどうかとの意見が出された。しかし、放送大学が支援対象とされた場合、私立大学の経営との摩擦が広がることが懸念される。権利保障の観点から高等教育全体の調整を行うことが重要性である。野中郁江氏(元明治大学教授)からは、憲法学における高等教育を受ける権利への着目も、1960年代以降の授業料値上げに対する反対運動など学生の要求を背景としていたことが指摘された。

5. 高等教育財政の確保及び収益事業の規制緩和

(1) ハ・ボンウン報告：高等教育財政の確保

第2企画について、コ・ジョン教授と相談し、憲法・教育法学に加えて教育財政学の視点からの補足報告を元韓国教育財政経済学会会長のハ・ボンウン教授に依頼することとなった。ハ・ボンウン報告「大学財政支援のための新政府の方向性検討」(注3公開データ：ハ2022)は、新政権による過去10年間の高等教育政策の見直しとして、大学登録金値上げ率上限制廃止の検討、高等教育財政の確保方策の提示を紹介している。

後者は、初・中等教育予算の一部を高等教育等に回す案である(スライド4-7)。すなわち、地方自治体の収入財政構造(レジュメ p. 3の表1)における、地方教育財政交付金の国税の教育税に注目したものである。この教育税(国税)は、1980年代の幼児教育・小学校・中学校・高等学校の財政が乏しい頃にその財政を補うために特別な目的税として国税にさらに加えられた税金であるが(レジュメ p. 3の図1)、その教育税を高等・生涯教育財政に転換しようとするものである(図1／出典：ハ2022レジュメ p. 4)。

(2) 論点整理

新政権による登録金値上げ率上限制廃止案に対しては学生・保護者から反対意見が出されている。また、与党のイ・テギユ議員は教育税を大学のみ財源とする「高等・生涯教育支援特別会計法案」を提出している(2022.9.2)。

ところで、教育税の当該予算は、国会に提出されている「高等教育財政交付金法案」の予算であるOECD諸国の高等教育に対する公財政の投入規模の平均(GDP比1.1%)に及ぶものではなく、予算が十分であるのか疑問である。交付金法案の予算は年平均8兆8,558億ウォンと見込まれており⁷⁾、国家予算全体を見直して増額分を別途に捻出し追加する方策もありえよう。

初中等教育に対する公財政の投資がOECD平均

<現在の構造>			<改編構造>		
税源区分		徴収額 (2018)	税源区分		20222023
国内分		47,275億円	金融・保険業者収入金額		教育支援特別会計
	金融・保険業者収入金額	10,915億円	⇒ 個別消費税額		教育支援特別会計(幼特会計統合)
	個別消費税額	5,452億円	酒税額		
	酒税額	7,878億円	⇒ 交通・エネルギー・環境税額		
	交通・エネルギー・環境税額	23,030億円	⇒ 交付金転出		
輸入分		3,701億円			
合計		50,976億ウォン			

図1. 教育税を活用した高等生涯教育拡大案

より高いとしても、決して過度とはいえない。学齢人口が減少していたとしても、財政需要が縮まったとも断言できない。国会の議論をみると、教育部の初中等教育予算案の一部（グリーンスマート未来学校）を削減して高等教育財政を確保する案について、当時のユ・ウンヘ教育部長官は、「（その事業は）初中高等学校の教育革新のため、必ず必要なものであり、後回しすることもできない事業であります。…（そのための）更なる予算が必要になる可能性もあります」⁸⁾との答弁を行っている。また、新政府は初中等教育でのコーディング教育を大幅に拡大する方針であるため、新たな教員の確保が求められる。そもそも教員一人当たり学生（児童生徒）数が、OECD 平均以下⁹⁾である現状について改善を求められていた。首都圏である京畿道の場合、教員一人当たり学生数の規定が守られていない「過密学級」の割合は4割に及んでいる¹⁰⁾。さらに、現在の尹政権は障害児を担当する特殊教育（特別支援教育）教員の採用規模を縮小しているが、教員一人当たり学生数が多すぎるとの指摘が出されている¹¹⁾。「特殊学校の学級及び特殊学級の設置基準」(障害者等に対する特殊教育法第27条)は長い間改善されておらず、それすら達成されていない¹²⁾。初中等教育や特殊教育においても、高等教育に回す余裕はなく、予算の確保や充実が必要ではないだろうか。

限られた教育関連財源の枠内で予算を奪い合うのではなく、教育関連全体への公的負担を増やしていく方策の検討こそが待たれよう。第2企画の対話まとめにおいて、コ・ジョン教授は、大学教育の成果として育成された人材を国家・企業・社会が譲り受けているにもかかわらず学生教育や大学運営に支援をしなくてよいのか、と学生・家族のみを受益者とする受益者負担論に一石を投ずる発言を行い注目された。コ教授は、無償教育は政

策側のレトリックであって教育には相応の経費が必要であり、未来を担う次世代を育む教育に国家・社会はお金をかけるべきであると述べた。体感度の高い無償教育＝公共負担策を就学前から高等教育まで大胆に進めることが肝要と思われる。このことはサステナブル社会の視点から、韓国における超少子化・人口減少問題に対応する上でも重要であると考え¹³⁾。

（3）尹敬勲報告：大学収益事業の規制緩和

4 - (2) の尹報告のまとめと重ならないよう、大学収益事業の規制緩和の観点から、再度取り上げる。尹敬勲報告（注3 公開データ：尹 2022）は、大学の収益事業に対する規制を緩和し、大学の自助努力で財政を補えるようにすることを提案した尹論考¹⁴⁾に続くものである。今回の報告では、規制緩和に関する動向を紹介し、より具体的な方案として「多拠点学び」を提案している。4年の内、1年半ほどは対面授業を受けて66単位を取り、文部科学省の定める履修規定を満たした上で、残りの最長2年半の間はオンライン授業を受けて必要な単位を取る「多拠点学び」を導入することによって、大学の学びの再構築と段階的無償化の実現が期待できるとしている（スライド10-12）。

（4）論点整理

尹報告は、コロナ以前の大学の授業のあり方から大きく転換するものであり、ビザの問題を除けば、主張するように社会人留学が可能になって、生涯教育と連携することも可能になる。また、学生が働ける時間的余裕が拡大し経済的負担によって退学することを少なくすることも期待できる。

しかし、課題も残る。一つ目は、教育の質が下がる危惧である。「多拠点学び」は、特定期間は全面的オンライン授業のみで履修できる提案となっている。しかし、オンライン授業にはメリットもあれば、限界もある。学生たちが「全面的オンライン」

授業を好んでいるとはいえない¹⁵⁾。

また、「多拠点学び」が、尹報告の指摘する4次産業革命に対応する教育（スライド7）をどのように可能にするのか、更なる説明が求められよう。オンライン授業を取る期間には、休学することなく海外での活動などのさまざまな経験をすることができると強調したものの、そのことは交換留学などの既存の制度でもある程度は行われてきたともいえる。

二つ目に、「多拠点学び」の費用の問題である。尹報告によると、そのシステムのもとでは、個々の学生によって、特定の授業形態の期間や時期は異なる。また、「再受講」などの理由で、ある授業にさまざまな学年の学生が受講している現状を考慮すると、既存の学生の授業選択権を保つためには（外国などからオンラインで履修しようとする学生と対面で履修しようとする学生のため）、すべての授業をオンデマンドと対面の両方の形態で提供する必要が生じる。大学の物理的・人的規模を縮小することによって費用を縮小することが可能であっても、その一方では増える費用も想定される。

また、尹報告は、費用を抑えて利益を増やすことによって学生の経済的負担の軽減が可能になると主張する（スライド15）。しかし、韓国の私立大学の過去を振り返ってみると、経費抑制・利益増大が仮に可能であっても授業料（登録金）が値下がりするとは考えられない。大学の財政問題が生じる以前にも、また現在も、数千億ウォンもの積立金を貯めている大学であっても常に授業料は高額であって、政府による強い規制が行われる前には毎年大幅に値上げされていた。積立金を増やすために、授業料が過度に高額に設定されているのではないかという社会的批判が強まった経緯がある。その国民の怒りが2011年の半額登録金運動と、その後の政府の政策に繋がったのであった。

さらに、私立大学が財政を自立化／自律化するとしても、政府や社会から私立大学に対して教育公共性や社会的責任を求めることが難しくなるといふ懸念も残るであろう。

6. おわりに：更なる対話へ

さらに深掘りするために、戸塚悦朗弁護士：ヒューマンライツの視点から、水岡俊一参議院議員：公共資産としてのレガシーの観点から、申恵丰（シン・ヘボン）青山学院大学教授・法学部長：国際人権法研究の立場から、という第3企画：ヒューマンライツとしての国際人権規約～漸進的無償化の国際公約から10年（2022.9.17）、キム・フンホ公州大学校教授と石井拓児名古屋大学教授による第4企画：高等教育への権利（2022.12.16）といった、

権利性に焦点化した対話を予定している。特に第4企画では、クリストファー・マーチン『高等教育への権利：政治理論』（Christopher Martin 2022, *The Right to Higher Education: A Political Theory*, Oxford University Press）をどう読み解くことができるのかも含めて共同研究を深めたい。

備考：本稿は「4」を光本が、「5」を多胡が、他を渡部が執筆し、全体を統合・調整した上で、執筆者3名で意見交換して補正した。最終執筆責任は第1著者の渡部にある。

謝辞：本研究はJSPS科研費19K02864（2019-21）及び22K02702（2022-24 予定）の助成を受けた（研究代表者・渡部昭男）。

注記：

- 1) 渡部昭男 2020「高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究（1）：研究構想と2019年度の実績」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』14（1）、125-134、<https://doi.org/10.24546/81012450>、渡部昭男 2021「韓国における高等教育の漸進的無償化に係る法・制度・行財政：韓国研究者の論考11篇の検討」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』15（1）、69-78、<https://doi.org/10.24546/81012936>。後者には「表1. 韓国研究者の論考11篇の一覧」を掲載している（著者名、肩書、タイトル、アップURL）。
- 2) 第1企画に係る以下の資料がウェブ公開されている。寄稿論考キム・ソンヨル 2020等は企画チラシにURLが記載されている。
 - ・企画チラシ：日本語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009449>、韓国語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009450>
 - ・渡部昭男 2022「これまでの漸進的無償化科研の経緯と日韓／韓日対話企画の提案」日本語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009451>、韓国語（多胡太佑翻訳）<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009452>
 - ・キム・ソンヨル 2022「1980年代の韓国での差別的教育解消主張の再吟味：教育機会の平等の観点から」日本語（肥後耕生翻訳）<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009453>、韓国語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009454>
 - ・尾崎公子 2022「韓国における地域間教育格差の是正策」日本語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009455>

- handle.net/20.500.14094/90009455、韓国語（伊藤浩子翻訳）<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009456>
- 3) 第2企画に係る以下の資料がウェブ公開されている。寄稿論考コ・ジョン 2020 等は企画チラシに URL が記載されている。
- ・企画チラシ：日本語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009632>、韓国語（多胡太佑翻訳）<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009633>
 - ・コ・ジョン 2022 「韓国の高等教育の漸進的無償化関連法制整備及び特徴（Ⅱ）」日本語（金仙玉翻訳）<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009634>、韓国語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009635>
 - ・ハ・ボンウン 2022 「大学財政支援のための新政府の方向性検討」日本語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009636>、韓国語（多胡太佑翻訳）<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009637>
 - ・丹羽徹 2022 「高等教育無償化と日本国憲法」日本語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009638>、韓国語（多胡太佑翻訳）<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009639>
 - ・尹敬勲 2022 「無償化の過渡的段階として大学経営の戦略的提案」日本語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009640>、韓国語 <https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009641>
- 4) 小林雅之 2012 『教育機会均等への挑戦：授業料と奨学金の八ヶ国比較』東信堂。
- 5) OECD2014 『図表でみる教育：OECD インディケータ（2014 年版）』明石書店、齋藤千尋・榎孝浩 2015 「諸外国における大学の授業料と奨学金」『調査と情報』（869）、1-14。
- 6) OECD2021：Education at a Glance の Figure C5.3（2019-20 学校年度）の上に日韓を加筆した「図平均年間授業料及び公的財政補助学生率（2019-20 学年度）」を別途公表しているので参照のこと（渡部昭男 2022 「漸進的無償化国際公約 10 年」『経済』（325）新日本出版社（2022.9.8）、35、<https://hdl.handle.net/20.500.14049/0100476370>。
- 7) 多胡太佑（尹太佑）「韓国における高等教育財政の安定的確保に関する論議」日本教育学会第 81 回大会発表資料、2022（『日本教育学会大会研究発表要項』81（0）、2022 所収）。
- 8) 국회 교육위원회 「제 382 회 국회 (정기회) 제 6 차 교육위원회 회의록」(国会教育委員会「第 382 回国会 (定期回) 第 6 次教育委員会会議録」)
- 2020.11.12、<https://likms.assembly.go.kr/record/mhs-10-030.do>。
- 9) 前掲 OECD2021、392。
- 10) 「과밀학급 해소 '교실 증축' 한다지만... 잘나가는 '학군 쏠림' 우려도 『한겨레』」(「過密学級解消『教室増築』するが…人気ある『学群集中』憂慮も」『ハンギョレ』) 2022.1.4、<https://www.hani.co.kr/arti/society/schooling/1025880.html>。「[2021 국감] 28 명 이상 과밀학급 '경기도' 가 장 심각 ... 교육부, 중투심사 기준 완화 『교육플러스』」(「[2021 国監] 28 人以上過密学級『京畿道』最も深刻…教育部、中投審査緩和」『教育プラス』) 2021.10.9、<http://www.edpl.co.kr/news/articleView.html?idxno=2914>。
- 11) 교육부 국립특수교육원 2020 「『장애인 등에 대한 특수교육법』 개정 방안 연구」(教育部国立特殊教育院 2020 「『障害者などに対する特殊教育法』 改正案の研究」) http://www.nise.go.kr/ebook/site/20201228_095358/。
- 12) 황지원, 최진혁 「특수교사의 직무 스트레스와 소진 경험 및 지원 요구」『특수교육연구』(ファン・ジウォン、チェ・ジンヒョク「特殊教師の職務ストレスと消耗経験及び支援ニーズ」『特殊教育研究』) 29 (1)、266-303。
- 13) Taisuke TAGO (Taewoo YOON) 2022, *Expanding Tuition Support is Sustainability : Low fertility rate and High tuition fees in Korea and Japan*, The 15th Next-Generation Global Workshop, Asian Research Center for the Intimate and Public Spheres (ARCIP) 京都大学アジア親密圏／公共圏教育研究センター。
- 14) 尹敬勲 2021 「韓国の大学主導の無償化戦略と大学経営」<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008566>。
- 15) 例えば、北海道大学学部生 1 万 873 人を対象としたアンケート調査結果報告（北海道大学高等教育研修センター 2022 「オンライン授業に関する学生アンケート 2021」／同センターの山本堅一副センター長提供資料）によると、「新型コロナウイルス禍が『収束した』場合、来年度以降、あなたはどのような授業形態が望ましいと考えていますか?」という質問に対して、「全面オンライン」と答えたのは 2020 年 6.2%／2021 年 7.2%に過ぎない。オンライン授業に慣れたはずの 2021 年でも 1.0 ポイントの増加に過ぎない。「全面オンライン」授業の限界のためであると思われる。